

平成30年度 事務事業点検シート

事務事業名	公平委員会運営事業	新規/継続	継続事業	整理番号	4005001000 - 001		
		分割/統合					
関連予算科目	会計	一般会計	事業の分割/統合の内容				
	款	総務費		事業所管課	公平委員会事務局		
	項	総務管理費		連絡先	(078)918-5041		
	目	公平委員会費		自治/法定	自治事務	開始年度	昭和 26 年度
	事業	公平委員会運営事業		根拠法令・要綱等	地方公務員法、明石市公平委員会設置条例等		
施策分野			実施方法	直営	○	補助・助成	その他
個別計画				委託		指定管理	

事業の目的・目標	目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）				
	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の勤務条件 ・職員に対する不利益処分・職員の勤務条件に関して、当局により適当な措置が執られるべきことを要求する措置要求に対して、公平かつ適正な審査を行う。 ・不利益処分についての審査請求に対して公正かつ適正な審査を行う。 ・以上により人事行政の公正を図る。 				
	成果指標				
	指標名	考え方・定義・式	目標年次	単位	目標値
	措置要求の件数	措置要求に関して公平審査することで、公正な人事権の行使と職員の権利利益の保護を図れる。		件	
	審査請求の件数	審査請求に関して公平審査することで、公正な人事権の行使と職員の権利利益の保護を図れる。		件	
事業内容	(1) 勤務条件に関する措置要求の審査 ・H28 0件 H29 0件 H30 0件(平成30年7月現在) (2) 不利益処分についての審査請求に関する審査 ・H28 1件 H29 0件 H30 0件(平成30年7月現在) (3) 勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談 ・H28 0件 H29 0件 H30 0件(平成30年7月現在) (4) 登録団体の登録(役員改選、規約の変更等の承認) ・H27~H29 5団体 (5) 公平委員会規則の制定・改廃(管理職員等の範囲を定めることを含む) (6) 各公平委員会連合会等の総会・事務研究会への出席(各2回) ・全国公平委員会連合会 H28 延4名、H29 延4名、H30 延4名(予定) ・全国公平委員会連合会近畿支部 H28 延3名、H29 延3名、H30 延4名(予定) ・兵庫県公平委員会連合会 H28 延6名(理事会1回含む。)、H29 延4名(理事会1回含む。)、H30 延2名(予定) ・播淡地区公平委員会連合会 H28 延14名(役員会2回含む。)、H29 延9名、H30 延4名(予定)				
	※委員会の開催 H28 10回、H29 7回(口頭審理2回及び裁決言い渡し1回を含む。)、H30 1回(平成30年7月現在)				

事業のコスト (単位：千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				30年度人員配置(人)			
				国・県支出金	地方債	その他特定財源	一般財源				
28決算	2,047	3,280	5,327	0	0	0	5,327	正規	0.40	771 ¹ / ₁₀	0.00
29当初予算	1,882	3,240	5,122	0	0	0	5,122	再任用	0.00	その他	0.00
29決算	1,590	3,240	4,830	0	0	0	4,830	任期付	0.00	合計	0.40
30当初予算	1,901	3,240	5,141	0	0	0	5,141				

	区分(節)	内容	金額	30年度当初予算事業費明細	区分(節)	内容	金額
	29年度決算事業費明細	報酬	公平委員会委員報酬		1,113	30年度当初予算事業費明細	報酬
報償費		裁決書案作成費用	110	報償費	裁決書案作成費用		110
旅費		各公平委員会連合会の総会、事務研究会への出席旅費	244	旅費	各公平委員会連合会の総会、事務研究会への出席旅費		277
需用費		図書など	23	需用費	図書など		31
使用料及び賃借料		口頭審理会場使用料	0	使用料及び賃借料	口頭審理会場使用料		12
負担金補助及び交付金		各公平委員会連合会の負担金	100	負担金補助及び交付金	各公平委員会連合会の負担金		121
合計			1,590	合計			1,901

平成30年度 事務事業点検シート

整理番号	4005001000-001	事務事業名	公平委員会運営事業
------	----------------	-------	-----------

事業の成果	指標名	考え方・定義・式			28年度	29年度	30年度見込み
		目標年次	単位	目標値			
	措置要求の件数	措置要求に関して公平審査することで、公正な人事権の行使と職員の権利利益の保護が図れる。			0	0	0
			件				
	審査請求の件数	審査請求に関して公平審査することで、公正な人事権の行使と職員の権利利益の保護が図れる。			1	0	0
			件				
指標で表せない成果							
人事行政の公平性を保障することで、市職員が安心して職務に専念することができる。							

事業の評価・今後の方向性	観点（満たしていない観点到「×」）					
	不可欠性	市が実施する必要性	有効性	金額の妥当性	公平性	優先性・緊急性
現状の課題・今後の事業展開方針等						
公平委員会は、職員の利益の保護と公正な人事権を保障するために設置された機関として、①職員に対する不利益処分に関する審査請求の審査 ②勤務条件に関する措置要求の審査 ③職員の苦情相談の処理などを行い、職員が意欲をもって安心して職務に専念できるよう、公平性を保ち、求められる役割を果たしていく。						